

全国を対象に緊急事態宣言が発令されました。発令はされましたが、今何をすべきなのか、何をすべきでないのかということについては、個々人の見解がまちまちで意識の統一が図られていないのが現状です。地域によっての意識の格差は、あるかもしれません。隣県の岩手県は現時点では、全国で唯一感染者が発表されていない県です。ここで考えなければいけないのは、発表されていない感染者が世の中にどれくらいいるのかということです。症状が出ない方も多いと聞きますし、全員が一斉にPCR検査を受けられる状況でないため、自分が感染していることすらわからない状況なのです。

では、現時点で皆が自宅待機できるのでしょうか。テレワークができる企業がどのくらいあるのでしょうか。会社の減収はだれが補償してくれるのでしょうか。一律10万円の手当、200万円の給付などありますが、長期を見据えた場合、雇用を維持できなくなる企業はますます出てくると予測されます。短期の救済なので、すべてのことが初めてのことで、政府も与党も行政も一貫性が見えない、試行錯誤の状況が続いているようです。

先が見えない、不安な日々が続いていますが、皆で協力して、感染拡大を防ぎ、一日でも早く終息に向かうことを願ってやみません。

社会保険労務士 鈴木 隆彦

当所からのお知らせ



新型コロナウイルス対応について

今回は、添付の「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大」における、「新型コロナウイルス感染症特例措置（令和2年1月24日～令和2年6月30日までの休業）」についてご案内いたします。

雇用調整助成金（新型コロナウイルスの影響による）

令和2年1月24日～2年6月30日の休業

以下の内容は【緊急対応期間】 令和2年4月1日～令和2年6月30日まで！！

本来は休業計画届は休業する日の前日までには申請することが必要となります。しかし、特例措置により令和2年6月30日までの計画届については、初回申請に限って、事後提出も認められます。（給与計算期間毎の申請となりますので、締日が末日以外の事業所様はご注意ください。）

新型コロナウイルス感染症の影響により計画届提出月の前月の販売量、売上高等が前年に比べて**5%以上減っている**雇用保険の事業主が、従業員を休業（公休日除く）させた場合、雇用保険に加入していないパート、バイトも含めて、休業手当を平均賃金の60%以上を支払うことにより、**中小企業は助成率90%（9/10）、大企業は75%（3/4）**の、雇用保険に加入している方は、最高1人1日あたり8330円（実際に計算してみないと不明）の助成金を受給できます。

但し、1月24日から賃金締切期間の末日までに**解雇等をしている中小企業は80%（4/5）、大企業は約66%（2/3）**となります。

<休業規模要件>

- ① 1日の休業
- ② 1時間単位（短時間）の休業
（一斉や立地が独立した部門ごと、シフトごとの一部でも可）
- ③ ①と②の休業規模が全体の2.5%（1/40）、大企業は3.33%（1/30）以上であること

<事業主がもらう助成額の算出方法>

雇用保険に加入している方

雇用保険加入者の前年度賃金総額 ÷ 被保険者数（1ヶ月平均） ÷ 年間所定労働日数 × 労使協定で定めた休業手当の支払率

<手順>

- なぜ休業するのか？（コロナウイルスで何が大変で何故売上が下がったのか）
- 対象者は？
- 休業期間と休業日？
- 休業手当の額（支給割合）？

↓
休業協定書を作成

↓
従業員に上記の事を説明して労働者の過半数代表を選出し労働者選任書作成

↓
判定基礎期間（賃金締切期間）に実施する。

↓
判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内に労働局へ計画届と申請届提出

↓
不備等なければ提出後1ヶ月程度で事業主に振り込まれる予定

<計画・申請に必要な書類>

- 生産指標を証明する書類（決算書など）
- 休業協定書写し
- 労働者代表選任届
- 就業規則や賃金規程（常時労働者10人以上）
- 雇用契約書写し（常時労働者10人未満又はパート）
- 年間休日カレンダー（労働保険料算定期間に合わせる）
- 労働者名簿又は登記事項証明書写し（現在事項証明書、履歴事項全部証明書）
- シフト表（交代勤務の場合）
- 変形労働制に関する協定届写し（変形労働時間制の場合）
- 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書写し
- 労働保険料等算定基礎賃金の報告及び労働保険料等納入通知書写し（事務組合委託の場合）
- 出勤簿（判定基礎期間）
- 賃金台帳（判定基礎期間含め前4ヶ月分）

現段階での措置となっており今後提出方法等変更になる可能性がありますのでご注意ください